

# 平成27年12月定例会 常任委員会

## 企画環境委員会

委員長名	山田平四郎
委員会開催日	平成27年12月21日（月）、22日（火）
所属委員	〔副委員長〕 宮川政夫 〔委員〕 橋本徹 小林昭一 高野光二 古市三久 高橋秀樹 吉田栄光 神山悦子 青木稔



山田平四郎委員長

(1) 知事提出議案：可 決…6件

[※知事提出議案はこちら【PDF】](#)

(2) 議員提出議案：可 決…4件

：否 決…3件

[※議員提出議案はこちら【PDF】](#)

(3) 請 願：不採択…3件

[※請願はこちら【PDF】](#)

## (12月21日（月） 企画調整部)

神山悦子委員

基金について、確認の意味で聞く。企画調整部で扱う基金は幾つあるか。

企画調整課長

企画調整部で所管している基金のうち、企画調整課で所管している基金は、震災の際に措置された特別交付税を積み立てて基金化したものとクウェート関係の救援金を基金化したものである。

地域政策課長

地域政策課で所管している基金は、先ほどの条例改正で提案した福島県東日本大震災復興交付金基金である。

避難地域復興課長

避難地域復興局で所管しているのは、福島県長期避難者生活拠点形成基金と福島県帰還環境整備交付金基金である。

企画調整課長

先ほどの答弁で、中間貯蔵施設等影響対策及び原子力災害復興基金も当課で所管していたので追加する。

#### 原子力損害対策課長

原子力災害対策課においては、福島県原子力被害応急対策基金を所管している。

#### 避難者支援課長

復興と直接関係があるかはわからないが、当課では、災害救助法に基づいて積み立てが義務づけられている災害救助基金を所管している。

#### 神山悦子委員

企画調整部は復興にかかわる部分が多いので基金について確認した。その中で、企画7ページの福島県帰還環境整備交付金基金は、帰還する際の環境整備で、内示の確定による積み立てとの説明があったが、現段階でどこまで進んでいるのか。また、今後この金額で足りるのか。これから何を重点的にやろうとしているのかも含め説明願う。

#### 避難地域復興課長

福島県帰還環境整備交付金基金は、インフラ整備や放射線に対する健康不安の解消等、避難地域の帰還に向けたさまざまな環境整備に使用される。避難地域の復興をいち早く進めるため、各市町村が望むハード事業を県が事業化し、担当部局で柔軟に執行している。今回、基金化が認められたのは、農林水産部の圃場整備事業と南相馬市で実施する埋蔵文化財の4つの事業である。数カ月に1度で年間10回、必要に応じて国に要望を行い、その都度、適切に基金に繰り入れ執行している。

#### 神山悦子委員

ハード事業に限らず使用できると理解してよいか。

#### 避難地域復興課長

基本的に基金化が認められているのはハード事業である。例えば、放射線の計測や相談員関係等のソフト事業については、単年度事業として、基金化せずに毎年度要求して実施している。

#### 神山悦子委員

この基金は、避難指示区域の市町村から要望をもらい、国と協議して事業化が決ったものを整備していくとの話である。病院や買い物、農地といったハード整備はもちろん必要で実施しなければならないが、例えば、医師や看護師、介護職員等の人にかかわる事業は、別枠だと思う。しかし、本当の復興を果たすためには、そこに携わる人も必要で、特に避難地域の市町村や周辺の避難者受け入れ市町村では、これからさまざまな人がいてこそ復興といった場面がたくさん出てくると思う。この基金に限らずほかの基金についても、ひもつきで自由に使えず、その意味で5年が過ぎて、6年目以降はどうするのかなど、今後の基金のあり方を検討していかなければならないと思うが、部長の考えを聞く。

#### 企画調整部長

企画調整部にもさまざまな基金があるが、基金の全般的な性格を補足すると、必要一定額が一括して交付される基金と、今ほど説明があった復興交付金や福島再生加速化交付金等、国が交付金や補助金を採択し、その都度交付をして、県や市町村が基金に積み立て、当該年度で終わらない場合は、繰り越して次年度も基金を活用するものの、大きく2種類がある。

例えば、震災復興特別交付税やクウェートからの救済金、中間貯蔵関係の交付金等は、その都度ではなく、一括して交付されるもので基本的に復興であれば何でも実施してよく、一般財源を積み上げた基金、あるいは一般財源に近い性質の国庫金を積み上げた基金で用途が比較的に広い性格のものである。一方で、例えば、被ばく健康調査や災害救助費にしか使えない他部局の基金は、国の補助金、交付金の採択ごとに、自治体に交付され、その都度取り崩して使う基金で、国が目的を指定しているため、用途が極めて狭い。それらを組み合わせながら実施しているが、取り崩す過程で足りなくなることも多いため、国に予算を要望しており、できる限り希望する事業が実施できるような基金とその額を求めている。

#### 避難者支援課長

先ほど当課が所管していると説明した災害救助基金については、平成26年度までは所管していたが、27年度からは災害対策課に移管したので訂正する。

#### 高野光二委員

企画6ページ、高度情報化推進費の携帯電話通話エリア広域ネットワーク化事業について、県庁に来る際にも、携帯電話が通じないエリアがあり、ほかの地域においても、今の時代に合わせて早急にエリアを整備すべきとの要望があるので、理にかなっていると思うが、この予算で整備するエリアの考え方と範囲を説明願う。

#### 部参事兼情報政策課長

携帯電話の不通話地域のネットワーク化について、現在、県内における世帯通話可能率は99.84%で、ほぼ100%になっている。県内ではまだ150近くの地区が不通話地区になっているが、残りの不通話地区は山間地域等の悪条件の地区で、なかなか整備は進まない。国の補助事業なので、要望があったところから順次整備を進めているが、市町村が携帯電話会社3社のうち少なくともいずれか1社と実施計画をまとめることを条件に、国が3分の2、市町村が9分の2、事業者が9分の1の割合で負担し、市町村で国に要望する仕組みになっているので、携帯電話会社が乗ってこないと整備が進まない。今回の補正も国の補正予算絡みで、本年度に整備を予定していた2カ所のうち、事情により1カ所が事業を実施できなくなったが、追加要望していた1カ所が採択になったため、事業費の差1,300万円を増額するものである。

#### 高野光二委員

昨年の大雪災害のときに携帯電話が通じない地域に閉じ込められたことも含めて、情報ネットワークの整備は、生命にかかわる。世帯通話可能率が99.84%と説明があったが、通話できない区域は現実的にもっとあると思う。この数字の捉え方はわからないが、調査活動で移動している際等にも、通話できない場所が少なくない。市町村の要望や申請が原則であるが、県としても積極的に市町村に要望を促し、市町村とともに国に要望していくことが、不通話エリアを早期かつ積極的になくす意味で大切であると思うが、どうか。

#### 部参事兼情報政策課長

先ほどの世帯普及率99.84%は、自宅で携帯電話が使えるか否かであるため、例えば、自宅を離れた山の中ではまだ携帯電話が通じないところがある。毎年、市町村から不通話エリアの実態を報告してもらっており、ある程度戸数がまとまった地区等がある場合には県から働きかけを行っている。今後とも市町村と連携しながら、不通話地域をなくす努力をしていきたい。

高野光二委員

数字の捉え方に誤解があったが、居住範囲だけではなく、行動範囲が広まれば、そのエリアの補完も重要なので整備充実願う。

また、企画10ページ、施設等整備費の文化センター施設整備について、設計業務の予算減額にしては金額が大きい、その中身を尋ねる。

文化振興課長

文化センター施設整備の予算減額の主な内容は、平成26年度に空調設備改修工事の実施設計を行い、ことしと来年の2カ年を想定し工事の予算を組んだが、当初予算編成時には、まだ実施設計が確定しておらず、その後、実施設計が終了した結果、工事は2カ年で終わらず、3カ年が必要となったため、計画を見直し、今年度に予定していた工事の一部を、来年度以降に回したためである。

高野光二委員

今回の空調改修工事は急を要して整備することになったと思うが、その他の部分についても現実的には大分要望がある。相当老朽化しているので、本県の文化の顔の一つとして、その他の部分を整備する計画等があれば聞く。

文化振興課長

委員指摘のとおり、文化施設としての環境整備は重要であるので、現時点で運営に支障のある空調設備を優先して3年で完成させたい。あわせて、環境整備すべきところを現場と調整しながら検討していきたい。

高野光二委員

文化センターの補修も含め整備の考え方については一般的事項の際に質問する。

次に、企画13ページの福島県東日本大震災復興交付金基金条例の改正について、国の復興期間延長の関係で、条例の期間が平成28年3月31日から延びた。必要な改正と考えるが、詳細を説明願う。

地域政策課長

復興交付金事業は、従来、平成27年度末までであったが、32年度までの5年間で復興・創生期間と位置づけられた。復興交付金事業の延長に伴い基金の運用期間も5年間延ばす必要があるため、今回条例を改正した。

高野光二委員

期間延長については、集中復興期間で復興事業の予算を消化しなければならなかったにもかかわらず実施できなかったとも解釈できる。期間が延長されることで、それだけこの基金を活用して復興事業に携わることになるが、双葉郡を初め浜通り地方は、インフラの整備もこれからで、今後ますます国に基金等の措置を求めていく状況にある。国は必要な財源を積極的かつ継続的に措置すると言っており、現在の基金の中でも、自由度の高いものもあるが、実際にはひもつきのものも相当ある。この基金は必要に応じて使うものと思う。期間が延長されることで、本来、さらに追加されたであろう基金が、ある意味で減らされる可能性があるのではないかと心配しているが、どうか。

地域政策課長

この基金は、先ほど企画調整部長から説明あった復興交付金事業に伴うもので用途は決められている。復興交付金事業の計画自体が5年間延びて、40ある交付金事業の中から採択がされたものが基金化され、各自治体が事業を行う仕組みとなっているので、事業が採択されれば国から交付される。

古市三久委員

携帯電話通話エリア広域ネットワーク化事業で、先ほど2地域が採択されたとの説明があったが、どこか。

情報政策課長

今年度に採択された2地域は、矢祭町と下郷町の各1カ所である。当初は矢祭町が2カ所であったが、そのうち1カ所が要件を満たさなかったため下郷町となった。

古市三久委員

いわき市では、川前などの山間部で携帯電話が通じないところがあり、要望していると思うが、今年度はなかったか。

部参事兼情報政策課長

今年度は要望に上がっていなかった。来年度の要望に一度上がってきたが、現在、市で調整しており来年度に上げられるか微妙である。

神山悦子委員

マイナンバー関係の条例は、企画14、15ページ、予算は企画6ページの情報化計画推進費の中に入っているのか。

部参事兼情報政策課長

マイナンバーと直接関係はないが、企画6ページの総合行政ネットワーク事業の約1,800万円の減額は、地方公共団体情報システム機構の負担金が減ったためである。

神山悦子委員

負担金の仕組みがわからないが、幾ら負担しているのか。

部参事兼情報政策課長

今年度の地方公共団体情報システム機構への負担金は、当課所管分で、合計7,700万円である。今回の減額はその一部で約1,800万円が減額になった。

神山悦子委員

なぜ減額になったのか。

部参事兼情報政策課長

次年度に入ってから正式に負担金額が示され、当初予算では概算額を計上しているためである。

神山悦子委員

企画14ページの福島県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例の廃止は、J-LIS（ジェイリス）への委託によって業務が移るためと思うが、県とJ-LISのかかわりはいつからで、委託後はどうなっていくのか。

部参事兼情報政策課長

J-LISは、地方公共団体情報システム機構法に基づいて、地方公共団体のマイナンバーや住基、認証関係等を行う団体として平成26年4月1日に設立された。当団体の前身で、昭和45年に設立された（財）地方自治情報センターの業務を引き継ぎ、新たにマイナンバー関係の業務も行うことになった団体である。

神山悦子委員

企画15ページの福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例によって、マイナンバーの何をこの条例に盛り込み番号の利用に資するのか。県が、今後かかわるのはどの部分になるのか。確かに、法律上は来年1月からとなっているが、市町村の準備体制とも深くかかわっているので状況を尋ねる。

部参事兼情報政策課長

マイナンバーは、国民の利便性と事務の効率化を推進するための社会基盤として整備が進められているが、その実現のためには、行政機関が持っている情報を連携して事務の効率化や手続の簡素化等を図る必要があり、異なる行政機関の情報連携が法律で定められている。

ただし、県内部の異なる部署間におけるマイナンバー関係の情報連携については、法律では定められておらず、これを連携させるためには条例の定めが必要となる。例えば、現在、障がい者の自動車税の減免などを行う際は、窓口で障害者手帳の提示等が必要となるが、情報を連携させることで窓口での提示が必要なくなり、申請者の負担軽減につながる。その意味でこの条例を定めるが、1月1日から情報収集が始まり、情報の蓄積に時間がかかり収集後即利用とはいかないことから、実際の情報連携は、国機関で平成29年1月、地方公共団体間では29年7月からとなる。

神山悦子委員

この条例の改正では県庁内のやりとりだけができるようになるのか。市町村とは平成29年7月からと理解してよいか。

部参事兼情報政策課長

市町村と県間は法律で定められているので連携できるが、実施時期は平成29年7月からとなる。

神山悦子委員

マイナンバーをめぐるのは、例えば、厚生労働省で職員2人が収賄を起こすなど、さまざまな問題が発生している。情報の漏えいも心配で、県で扱う場合もさまざまな問題を想定しておかないと大変な問題になると思う。今回の条例改正で、

いわば情報を管理することになるが、議案説明資料に記載されている条例の定義や県の責務、個人番号の利用範囲を追加する意味を説明願う。

部参事兼情報政策課長

これまでは、マイナンバーの取り扱い自体が行われておらず、定義を定める必要がなかったため、議案説明資料条文新旧対照表の旧の欄に記載のとおり特定個人情報保護評価に関する合議制の機関の定めしかなかったが、今回からマイナンバーを取り扱うことになるので、法律と同じく個人番号や特定個人情報等の定義を条例で定めることになった。また取り扱う範囲も税や福祉、災害等、法律の考え方と同様で、具体的に取り扱うものは法律の別表に規定されている。この条例はあくまでも法律で認められた範囲内で県内部の情報連携を行うものである。

神山悦子委員

大阪府堺市の職員が、全有権者68万人分の情報を流出して、ネット上に公開させてしまった。情報をおろそかにして漏れることがあってはならず、職員は本当に大変になる。一般的事項でも質問するが、マイナンバーは本来なくてもよく、注意して進めるべきであると指摘する。

次に、再度確認だが、J-LISへの負担金は、設立当初から同額を支払っているのか。また、本県以外で負担しているところは主にどういったところか。

部参事兼情報政策課長

J-LISは、都道府県や市町村の業務を行うので、必要経費は各団体が負担する。定額部分もあるが、基本的には業務見合いで、業務がふえればそれに対する負担金も求められる。

神山悦子委員

今後業務がふえると、負担金もふえる可能性があるのか。

部参事兼情報政策課長

業務がふえれば可能性はある。

小林昭一委員

企画2ページのふるさとふくしま帰還支援事業で3億2,729万円減額しているが、事業への影響を尋ねる。

避難者支援課長

避難者支援を実施している近隣の各都道府県に対しては、これまで国から直接予算措置がされていたが、平成27年度当初予算編成の際に、国から財政措置の対象を原則被災3県に限定する方針が示された。山形県や新潟県、長野県、愛知県等では手厚く避難者支援事業を実施していたが、国の財政措置がなくなり避難者支援が継続されない可能性があったため、県として急遽、予算措置を行った。本県等の要望によって、その後、国の財政措置が決定し、年間所要額が確保され、事業実施が確認できたので、今回整理し減額することとした。

神山悦子委員

既存管理型最終処分場フクシマエコテッククリーンセンターについて、企画調整部と生活環境部のすみ分けがよくわからないが、代表質問では、県で自由度の高い交付金を支給するとの答弁があった。その財源はまだ決まらないと思うが、現段階でわかれば答弁願う。

企画調整課長

既存管理型処分場の活用に係る地域振興策に関して、県で自由度の高い交付金を交付するとしているが、その財源については、本会議でも答弁したとおり現在検討している。自由度が高いとしている観点から、一般財源または県の厳しい財政状況等を踏まえ、中間貯蔵施設等影響対策及び原子力災害復興基金の活用を視野に入れて検討している。

神山悦子委員

一般財源あるいは基金の活用とのことだが、それらの割合はわかるか。

企画調整課長

それも含め現在検討している。

神山悦子委員

富岡町と楡葉町で地域振興策は違うのか。両町から求められている地域振興策の主な内容や事業は何か。

企画調整課長

富岡、楡葉両町から提案されている地域振興策の対応については、先月16日に国から回答があった。その中で、例えば、富岡町からは、複合商業施設の再開やJ R富岡駅前のオフィスやホテルの立地支援、工業団地の拡充等が、楡葉町からは、J R 竜田駅東側エリアや健康増進施設の整備等の要望が出ている。

神山悦子委員

要望に応えながら、一般財源あるいは基金になると思うが、財源がはっきりした段階で議会に示すよう要望する。

次に、フクシマエコテッククリーンセンターの進め方では、富岡、楡葉両町の住民から反対の意見が出ているようである。中間貯蔵施設では、今でも納得が得られた地権者は14名程度で、この問題も丁寧な対応と住民の理解がないと進まないが、県ではどのような対応をしているのか。

企画調整課長

既存管理型処分場の活用と住民との折衝については、生活環境部と企画調整部の両方でさまざまな検討を行っている。企画調整部としては、財源を持っている観点からその中の地域振興策について検討を進めているが、全体的な管理は、生活環境部で行っているため答弁は控えたい。

神山悦子委員

処分場の安全性の確認は生活環境部の所管か。



企画調整課長

そのとおりである。

古市三久委員

最終処分場を設置して県内の廃棄物を搬入することになると思う。東京電力（株）の事故が原因なので、国が交付金等で全て支出すべきと思うが、それはできなかったのか。

企画調整課長

今回、県において自由度の高い交付金措置を表明したが、先月16日に国から、安全・安心の確保や地域振興策等の提示がされた際に、地域振興策については、再生加速化交付金を最大限活用し全力を挙げて支援する考え方が示された。両町の地域振興策や風評対策等は長期にわたるので、県も広域自治体として措置すると判断した。

古市三久委員

国からも交付されるが、県でも手厚く追加したとのことだと思う。しかし、県財政が非常に厳しい中で、地方交付税等には加味されないのか。また、中間貯蔵関係の基金は国から大熊・双葉両町に交付されるが、この最終処分場では特別な基金をもらうこと等はできなかったのか。最終処分場は国内で初めてでどこにもない。非常に重要な問題で、県が双葉郡設置の重い決断をしたので、そのかわりに手厚く100億円を交付したとも受け取れる。原発事故は、東京電力（株）に責任があるが、根本的には国の責任であるので、国から100%財源を引き出して富岡、楡葉両町の地域振興等を実施し、県の負担も少なくすべきと思うが、どうか。

企画調整部長

既存管理型処分場の地域振興策の財源を国または東京電力（株）にさらに求めるべきとの質問と理解するが、中間貯蔵施設については、昨年、県と大熊・双葉両町を合わせて3,010億円の交付が決定され、そのうち510億円は、名称が変わったが電源交付金17億円が30年にわたって交付されるので、それを除いた1,650億円が県に、850億円が大熊・双葉両町に一括して交付された。その段階でも、県は、大熊、双葉両町に対して、県全体の環境回復に資するとの観点から150億円を独自に追加して対応した。

今回の管理型処分場については、国から福島再生加速化交付金や社会資本整備総合交付金の復興枠等を活用して最大限に支援するといった回答があったが、その上で、国の補助金や交付金では、何かやろうとすると、A経費やB経費はだめといった隙間が必ず発生し、またCまでは補助金や交付金でできるが、富岡、楡葉両町が独自にDやEの経費をプラスして実施したいといった際に、国と交渉すべきとの意見はあるかもしれないものの、逐一交渉すると地域振興策が遅くなるので、それもよりスピーディーに実施するとともに、富岡、楡葉両町が心配している最終処分場の受け入れによる風評等の町の復興にマイナスの面も出てくるので、今回両町が求めた地域振興策以外の部分でも、広域自治体の県として、最大限、両町と一緒に国に求めていくとともに、県の電源交付金等で対応するなど、可能な限り両町がしっかりと地域振興策に取り組んでいけるようにするため、中間貯蔵施設の際と同様に、県全体の環境回復に資する観点も含めて、県独自に100億円を措置する判断をした。

古市三久委員

それは通常の論理だと思う。原子力災害は、特別の事態である。通常の論理であれば、例えば、100億円のうち30億円は地元が負担して国で3分の2を負担等するが、通常でははかり知れない問題なのであえて述べている。部長の論理は、

中間貯蔵施設の際に県が交付したので、今回の最終処分場でも県が措置することはやむを得ないといったものであると思うが、そうではない。国や県には通常の論理ではないことをよく理解するよう指摘しておく。

#### 神山悦子委員

フクシマエコテッククリーンセンターの県交付金の財源について、一般財源は県民の税金、福島再生加速化交付金は国からきたものと純粋に分けることはできないかもしれないが、一般財源を充てることは、県も役割を果たせということになってしまうのではないか。古市委員が指摘したとおり、本来、国がその分も含めて全て手当てしなければならない。県が何らかの役割を果たすことと、この対応が県民に与える印象は全く違って、国に責任を求める姿勢は崩してはならない。さまざまな分野で多岐にわたって県民生活を支援するとともに県の財政状況を踏まえ、地域振興策を一般財源からではなく、少なくとも基金で手当てをし、その分を国に求める等を検討願う。今後注視していくが、考え方を再度確認する。

#### 企画調整部長

中間貯蔵施設と既存管理型処分場については、設置者である国に最終的な責任があり、その原理原則を忘れては困るといったことは公式な場だけではなく非公式な場も含めて再三にわたって述べている。地域振興策についても徹頭徹尾国に責任を求め対応すべきとの指摘であると思うが、中間貯蔵施設の際には、国からは大熊、双葉両町と県に対して地域振興策の財源として合計3,010億円が交付された。管理型処分場については、富岡、楡葉両町のまちづくりは緒についたばかりで、両町が求める地域振興策の積算は正確に積み上げられていないが、要望内容を見ると、相当な所要額があることから、それも含め100億円を措置する判断をした。

#### 神山悦子委員

本県のみならず被災3県は自由度の高い交付金を求めてきた。今回、県が措置する地域振興策の交付金についても、本来、国が認めればよかったが、認めないかわりに、県がその分を持つように言われたのではないのか。ひもつきの場合、今後、市町村とともに復興を自由に実施できないので、国には引き続き自由度の高い交付金を求めてほしい。

また、最終処分場については他県で難航しているが、知事も確認しているように、他県のもものは地区内処理を貫いてほしいが、どうか。

#### 山田平四郎委員長

今の質問は生活環境部の所管事項であるため、生活環境部の審査の際に質問願う。

#### 吉田栄光委員

主たる事務事業等の概要7ページに、「3月11日ふくしま追悼復興祈念行事」の開催の項目があるが、国や県、市町村に対する批判はいまだ厳しいものがある。しかし、その政策や事業は0点ではなく、4年9カ月の間、苦勞して復興に当たってきた。その点で、この5年間は復興を加速させていくため、国民の理解が必要であったが、後半の5年間は負担率は異なるが、被災3県でそれぞれ負担が発生するようになったため、県民の理解が必要になる。資料には、この行事は、追悼、鎮魂の後に、復興に向けて県民が心一つにする行事と記載されていて、先ほど知事メッセージについても説明があったが、この行事と知事メッセージは政策をより県民に理解させ、また復興を加速させる上でも非常に大事である。知事メッセージが県民運動のように1年間のキャッチフレーズになってほしいが、部長の考えを尋ねる。

#### 企画調整部長

今後の復興・創生期間に当たり、これまで以上に県民の理解と共感を得ながら進めるための3月11日にすべきとの質問と思う。

現在、年内を目途に復興計画の改定作業を行っているが、この5年間で進んだものや余り進んでいないもの、地域別にまちまちになっているもの等があり、さまざまな状況をわかりやすく整理する思いで現状や課題をまとめている。全体的に避難指示区域は、復興の状況が遅いので、何本か掲げた新しい重点プロジェクトの中の第1の柱に掲げ、また、この5年間でさまざま実施したが、雇用・なりわい関係の数字が悪いことから、これについても新産業創造プロジェクトや風評・風化対策を計画の柱に掲げた。復興庁も述べているとおり、5年がたって、被災3県に限らず、県内でも状況がまちまちなので、今回の復興計画ではできるだけ県民一人一人に寄り添った形にすることとしている。また、今回の復興計画の柱の一つに風評・風化対策を掲げているが、5年がたっても数字的に悪い状況が残る一方で、人々の関心が風化し、県民の中でも風化の問題が起きつつある。この5年間の評価を踏まえながら6年目以降に踏み出すため、訴求力のあるメッセージの発出を知事が入った起草委員会準備するとともに、3月11日前後にさまざまな情報発信を検討している。5年目から6年目以降に差しかかるこの時期は非常に重要な時期だと認識しているので、タイミングを逃さず、しっかりと県内外に今どういう状況にあって今後どのように進むのかを発信していきたい。

#### 吉田栄光委員

浜通り、中通り、会津地方のそれぞれの地域で課題が多岐にわたり、時間ごとに新たな課題も出て、県民一人一人にもさまざまな考えが出てきた。その状況の中で、最も欠けていることかもしれないが、県そして知事が県民をしっかりと牽引するメッセージを出し、県民の理解を醸成するよう要望する。

#### 古市三久委員

本県は、再生可能エネルギーの先駆けの地を目指して取り組みを進めているが、来年4月1日から電力の自由化が実施される。今回の電力自由化は、大企業、電力会社優先でその意味で不十分なものであるが、それに対して県では、どういった対策を検討しているのか。

#### エネルギー課長

来年4月から電力小売の自由化がスタートするが、従来の大手電力会社を初めさまざまな業種の企業が電力小売産業に進出し、携帯電話会社やガス事業者との連携など、サービスの多様化が図られてきている。これは消費者にとっても、サービスの向上や選択肢の増加につながる。

また県内でも、新たに県内で発電された再生可能エネルギーを県内で販売する事業に参入する企業も出てきており、県では、エネルギーの地産地消の取り組みを応援したいと考えている。

#### 古市三久委員

それも大事だが、電力小売が自由化がされたときに、本県としてどの電力を買うかといった問題もあるが、検討しているか。

#### エネルギー課長

既に事業者向けの電力小売の自由化が始まっており、県では、県庁舎の電力は東北電力（株）からではなく、新しい電力会社から購入している。総務部の所管になるが、安い料金で電力を購入していると聞いている。

#### 古市三久委員

総務部でPPS（特定規模電気事業者）から電気を購入しているとのことであるが、県の電力小売の自由化に対する基本的なスタンスを聞いている。原子力発電所を運転している事業者からは電力を買わないと言っている人や、料金の安い事業者から電力を買うと言っている人などさまざまである。政策的なことは企画調整部で検討すると思うが、検討するよう要望する。

#### 神山悦子委員

本会議でも質問し、自主避難者に対する支援については、今月末までにははっきりするとのことであるが、県支援終期後の対応について、県の考えを尋ねる。

#### 避難者支援課長

避難指示区域以外からの避難者の仮設借り上げ住宅の供与終了について、6月にその方針を公表して以来、平成29年3月の仮設借り上げ終了後以降の避難者の生活再建を後押しする県独自の支援策を検討してきた。大きな枠組みとしては、29年3月までに本県帰還を選択する避難者に対しては引っ越し費用を補助することとし、既に受け付けを開始している。また、事情によって29年4月以降も避難の継続が必要な世帯に対しては、29年4月から2年程度、民間賃貸住宅の家賃を支援することとし、引っ越しが重なる3～4月は住宅の確保が難しいとの意見があったことから、現在、補助期間の一部前倒し策や収入要件の緩和策を検討しており、年内には公表したい。また、家賃補助のほかには住宅関係の支援策では、さまざまな制約があるので一律とはいかないが、本県も含め各受け入れ都道府県で空いている住宅等があり協力が得られれば、県で確保することも検討したい。

#### 神山悦子委員

各都道府県でも公営住宅はそれほど多いわけではなく、その県民が使うだけで大変なので、これ以上の延長は難しいと言われている避難者もいるようである。終期後に県が助成するとはいえ、他県が受け入れてくれるかは非常に心配である。他県では終期に向かっていると思っているので、本県から具体的な要望をしていかなければならない。長い間、避難が続くわけではないと思っているかもしれないが、住居は非常に大切で、子供の学齢期等の事情や何度も引っ越しして転校することを嫌がる子供たちの状況を考えれば、すぐに帰還できないことは当然である。県の対応には感謝しているが、自主避難者の仮設借り上げ住宅の供与終了は2年先までで、住宅の確保に係る県の役割はこれから非常に重要となってくる。仮設借り上げ住宅退去後は、民間住宅も含め移ることができるのか、また引っ越しについても柔軟な対応がとれるのか、さらに、本県からは他県にどのようなメッセージを出しているのかを合わせて尋ねる。

#### 避難者支援課長

住宅の確保に関する他県への要請については、避難者の多い都道府県を集めた生活再建検討会議を開催し、その中で、本県の考え方を示した上で、公営住宅等が中心となると思うが、受け入れ都道府県や市町村のそれぞれの事情に合わせた住宅確保を要請している。

神山悦子委員

雇用促進住宅に入居している避難者は県内外にいるが、国では雇用促進住宅を廃止する計画がある。避難者の住宅確保を支援する意味で継続してほしいが、県がメッセージを出して申し入れないと避難者が翻弄されてしまう。さまざまな方法はあると思うが、雇用促進住宅についてはどうか。

避難者支援課長

帰還できることを基本として仮設借り上げ住宅の供与を終了することになっているので、供与が終了すれば、原則退去となる。しかし、さまざまな事情があるので、先ほど答弁した確保策を検討している。また、雇用促進住宅については、この場で結論を述べられる状況にないが、現在も避難者が入居しているので、各管理者と県で直接個別に話をしている。

神山悦子委員

基本的に帰還できるとの答弁があったが、帰れない事情がある避難者には支援するので、そこを強調しないとおかしいのではないかと。また、この枠組をつくったとしても、他県が継続しない場合にはどうするのか。2年間は支援するとしても、帰還ができる理由から、それ以降の支援は打ち切るのか。本県には帰れないが、公営住宅等の継続はできないので、近くに住むなどさまざまな事例があると思うが、その際の引っ越し費用等の支援は検討しているのか。自主避難者や他県からはこれらの問い合わせはないか。

避難地域復興局長

仮設借り上げ住宅の供与終了から新たな支援策への移行に当たっては、来年度早々にそれぞれの避難者に意向調査を行いたいと考えている。この調査によって意向を確認し必要に応じて戸別訪問やそれぞれの意向に沿った対応をできるだけ実施したい。平成29年3月の供用終了については、除染やインフラ整備等の状況を総合的に勘案し、国との交渉も含めてこれ以上の災害救助法の延長は難しいと判断しているが、委員指摘のとおり、やむを得ず避難の継続を希望する避難者には意向調査や戸別訪問を通じて、できるだけ意向に沿った対応をしていきたい。

神山悦子委員

農業関係は企画調整部の所管ではないと思うが、賠償の考え方は所管していると思うので聞く。営業損害の次に農業損害の賠償期限が来る。避難区域以外の営業損害の賠償は7月で一旦打ち切りとなり、8月以降は相当因果関係の仕組みとなった。7月の原子力損害賠償審査会で能見会長は「これで打ち切りにならないか」と心配していたが、東京電力(株)は、「それはない。直近の年間遺失利益の2倍相当額を払う」と言っていた。しかし、実際には、商工団体では、7月分までの営業損害の賠償請求のやりとりが始まっているが、能見会長が心配していたとおり、相当因果関係は認められず、2倍相当額はゼロ、あるいは、2分の1や3分の1に値切られ、相当因果関係を盾に認めないことが起きているので、国には要望をしたが、今後は農業損害賠償の期限がきて、同じような問題が起きるのではないかと考えている。賠償をもらって何とか頑張って営業を続けている人たちがたくさんいる中で、賠償がなくなったら、その先はどうなるのか。しかも、年末を迎えて、資金繰りが大変な中で、宮本議員が本会議で質問したように、2倍相当額すら値切られる状況になっている。昨日、60代のシイタケ農家の方が来て、「原発事故さえなかったら、70歳くらいまでシイタケ栽培をしようと思ったが、賠償がなければ経営は続けられず、新しい事業にも取りかかれない。この状況で何とかやっているが、次の事業も考えられず、そうなると思う人がいなくなって、地域はどうなってしまうのか。」と話をしていた。これはシイタケ

農家の問題だけではなく、賠償で息をつないでいる人たちが、この指針の改定によって賠償が打ち切られるのはとんでもないことである。県は国や東京電力（株）の姿勢をただすべきだと思うが、実情も含めて、改めて県の考えを聞く。

#### 原子力損害対策課長

11月26日に原子力損害対策協議会として、農協や商工3団体、市長会、町村会等とともに東京電力（株）に要望活動を実施した。その中で農林業に係る営業損害の賠償については、多くの生産者が農地の荒廃や将来の農業経営に対する懸念を強めていることを踏まえ、包括請求期間経過後の平成29年1月以降の賠償の考え方を早急に示すよう要求した。東京電力（株）からはそれに対していつとの回答はなかったが、副知事から、来年の前半には出してほしいと要望した。また、営業損害に係る相当因果関係では、確かに東京電力（株）では相当因果関係の確認に当たって、事業者には風評被害を示す証憑を出すように言っているが、中小事業者は準備が大変であるので、簡易な手法で実施するよう要求してきた。今後とも関係団体と情報を密にしながら、どのように対応していくかも含め、適切な賠償がなされるよう取り組んでいきたい。

#### 神山悦子委員

農家や商工業者等が廃業や倒産すれば、地域経済に非常に大きな影響を及ぼすことは明らかで、税収にも大きくかわる。現状を何とか維持できるよう頑張ってもらいたい、その意味で、個別対応にならないよう、県も一緒になって国や東京電力（株）にしっかりと求めてほしい。賠償問題については、原子力損害対策協議会の全体会議の開催も含めて検討し、県が間に入って、県民の立場で実施するよう要望する。厳しい目で国や東京電力（株）と闘ってほしい。

次に、T P Pの県内への影響については、どこが所管しているのか。

#### 企画調整課長

T P P協定に関する影響等については、知事を本部長に各関係部局長で構成される本部会議を当部において10月に立ち上げた。最も影響が大きいと思われる農林水産分野や商工分野については、現在、各部で国からの説明を踏まえながら影響等も含め分析している。

#### 神山悦子委員

企画調整部は本部会議の事務局的な役割になると思うが、今後の考え方やスケジュール、対応の仕方について、どのように考えているのか。

#### 企画調整課長

事務局は企画調整課が担っている。今後の会議については、先週18日に国のT P Pに関する対応策の補正予算が閣議決定されたので、その対応を各部で検討し、しかるべき時期に開催したいと考えている。

#### 神山悦子委員

重要5品目は守ると言いながら、結局、7年後には再度会議を開く必要があり、協定の内容が明らかにならない中で、協定発効後に国境を越えるサービスや貿易、金融サービス等の国内規制の改革やさらなる自由化ができなくなるラチェット条項やI S D条項等が含まれているなど、T P Pそのものが国会決議違反ではないか。農林水産分野の対応策を実施するとしているが、過去に、オレンジ、牛肉、牛乳の関税撤廃のときには、10年弱はもったが、結局はオレンジや牛肉の生

産者は大変になった。これが広範囲に及ぶことを考えれば、恐ろしいことである。TPPは、農林水産業や金融・雇用・サービス、食の安全全てにかかわることなので、農林水産分野への影響だけではなく、国の対応策を含めて、そもそもTPPに入ること、県にとってどの程度の被害があるのか等の影響を出さなければならない。今後、本部会議で本県にとってどうなのかを精査し具体的な数字を示して、しっかりと対応するため、事務局の役割は重要になると思うが、どうか。

#### 企画調整課長

TPP協定については、本県の経済や県民生活の広範な範囲にわたってさまざまな影響があり、その影響も中長期にわたることが懸念されるので、本部会議の中でしっかり議論していきたい。先月20日に行った知事の緊急要望にもTPPに関する条項を入れたが、委員指摘のとおり、内容や影響、効果が十分にわからないところがあるので、国に丁寧に説明してもらいながら本部会議でしっかりと議論し対応を検討したい。

#### 高野光二委員

県文化センターのさまざまな催しに出席しているが、本県文化の中心的な施設にしては、駐車場も含め施設自体が非常に粗末である。今回の文化センターの空調設備改修は、冷暖房が効きにくくなったため必要不可欠な工事を行ったと思う。客を迎え、本県が復興に向う中で、将来的には、時代に合った新しい施設にすべきと思うが、どうか。

#### 文化振興課長

文化センターの改修・整備については、利用者の安全性の確保や施設運営上の必要性、その次に委員から指摘のあった利用者にとってふさわしくない部分の改修等の基本的な視点をもって優先順位を決め、今後もしっかりと計画的に改修していきたい。現時点では3年間でとにかく早く空調を整備したい。

#### 高野光二委員

今回の文化センターの改修は、必要に迫られたものなので当然だと思うが、全体として、ほとんどの箇所が改修しなければならないように見受けられる。いずれは新しく改築する必要があるとの前提に立って、本県の顔として、文化芸術を発展させる拠点の一つをつくるとすれば、長期的な計画や考え方が必要だと思うが、どうか。

#### 文化振興課長

現時点で、文化センターを新たに建てる計画はない。これまで耐震工事を進め、今回、空調設備の改修工事をしているが、環境美化では、例えば、トイレや駐車場等も現場と話しながら計画的に修繕したいと考えている。計画的に改修できるよう現場と調整しながら進めていきたい。

#### 高野光二委員

建物を長く大切に使う考え方は否定しない。これから30～40年使うことを前提に修繕していると思うが、その場合、別のところで大きな経費がかかってくる。リセットして、いずれは新しい施設にする考えが必要になると思うので計画するよう強く要望する。

次に、原子力損害賠償については、多くの議員から機会あるごとに質問があり、委員会でも議論されてきた。結果とし

て相当の部分で打ち取れたと評価している。積み残されたものも大分少なくなってきたが、肝心なのは、先ほど神山委員から指摘があったように、積み残されている営業損害や避難者支援についてである。本会議でも質問があったが、東京電力（株）では新・総合特別事業計画の中でADRの結果を尊重すると明記しておきながら、浪江町の精神的損害賠償のADRの和解申し出を拒否する事態が発生しており、許してはおけない。これは浪江町の例だが、ほかにもADRセンターの結論を東京電力（株）が拒否している例があるとすれば、国がつくった早期解決機関としての役割がなくなる。これらが解決されて初めて避難者や損害をこうむった方々が自立していくので、いち早く解決しなければならない。県ではこれまでさまざまな要求や要望をしてきたと認識しているが、ADRセンターが出した結論を東京電力（株）が拒否している理不尽なやり方に対して、県では今後どのように対応していくのか。

#### 原子力損害対策課長

ADRの和解案を東京電力（株）が拒否していることについては、これまでも東京電力（株）に対して受け入れを要求しており、先月26日の要求活動においても、東京電力（株）に対して、新・総合特別事業計画に掲げている三つの誓いの中の和解仲介案の尊重を社員一人一人が厳守するよう要求してきた。ただ個別事案であるため、県として、なかなかこのようにすべきと言えない部分はあるが、委員から指摘のあったような声もあるため、東京電力（株）に対しては、引き続き、被害者の立場に立った賠償と新・総合特別事業計画の三つの誓いにあるADR和解案の尊重を要求していきたい。

#### 高野光二委員

納得できる内容ではないが、県の立場では、現在の活動の中で引き続き要求することを一定程度理解する。ある意味で、賠償は、加害者に向けてしっかりと損害を要求し続けていかなければ実現しない性格のものである。当然、議会としても、全員協議会等で東京電力（株）の廣瀬社長に強く要求、要望をしているが、この問題を早期に解決することが、被害者の自立への近道であるので、県からも、なお一層声を大にして東京電力（株）に要求してほしい。避難者の問題では若干考えが違ふ部分もあるが、終期を決めて早期に自立する方向が正しいと思うので、結論が出ているものは解決に向けて最大限努力してほしい。その考え方や姿勢については、どうか。

#### 原子力損害対策担当理事

ADRの対応では、ADR全般で拒否が頻発しているのではなく、個人の申し立ては、大方が和解に至っていると認識している。ただ、集団申し立てで人数が多い場合は、本来の個別案件とは異なる面があるため拒否が続いていると考える。先ほど、原子力損害対策課長も答弁したが、東京電力（株）はADRの尊重をみずから宣言しているので、原子力損害対策協議会の活動を通して、それを踏まえた対応を引き続き求めていきたい。

#### 高野光二委員

よろしく願う。

次に、確認だが、中間貯蔵施設やフクシマエコテッククリーンセンターに対する地域振興策の交付金については、基本的には、国が直接、町に補助を入れられないので、県に入れてさまざまな基金の中から拠出していると理解してよいか。この問題を早期に解決するため、議会としても、広域自治体としての県の立場を言及してきたが、問題を早期に前進させる立場で基金から出していると理解してよいか。



#### 企画調整部長

中間貯蔵施設と既存管理型処分場について、先ほど答弁したとおり、中間貯蔵施設に関しては3,010億円のうち850億円が大熊、双葉両町に直接行っており、残りが県となっている。今回の既存管理型処分場に関しては、両町が求める具体的な地域振興策には福島再生加速化交付金や社会資本整備総合交付金が直接両町に行くことを基本として、県には、中間貯蔵施設のような財源手当てはない。委員から質問があったように、両町に直接出せないのを県を経由するとの整理で財源が措置されるのではない。中間貯蔵施設の際も含めて財源を措置しているのは環境省や復興庁、資源エネルギー庁で、それぞれ限度はあるが、対象エリアも両町に限らず、県下全域の制度となっている。直接4町に出せないのを、県を経由して財源を措置しているのではない。

#### 高野光二委員

直接交付されたものもあることは理解したが、今回の100億円については、基金から拠出するのか。

#### 企画調整部長

予算措置のタイミングや財源については今後検討する。ただ、両町の自主的な地域振興と自由度を確保する観点から、一般財源か中間貯蔵施設の際に一括交付された1,650億円の基金から捻出すべきと考えるが、現在検討中である。

#### 高野光二委員

中間貯蔵施設も含めて原子力災害に対するさまざまな基金があるので、そこから使うのであれば理解しやすい。県の役割として前に進めなければならないことはわかるが、一般財源はなじみにくい。検討段階で答弁は難しいと思うが、どうか。

#### 山田平四郎委員長

質問が重複しているので、簡潔に答弁願う。

#### 企画調整部長

各委員の意見も踏まえ、今後の予算編成過程においてしっかり検討したい。

#### 神山悦子委員

本会議の吉田栄光議員の代表質問に対し、避難指示が解除されたところの生活支援について答弁があった。以前から避難指示が解除された川内村等には生活困窮者がいると言っており、それと関連すると思うが、今回それを打ち出した背景とどのように実施していくのかを尋ねる。

#### 原子力損害対策課長

現在、国の官民合同チームで、事業者から事業再建に関するさまざまな意見や要望を聞きながら支援策を検討している。その中で、避難指示が解除されたところで事業を再開するためには、商圏が確保されていなければならないので、一方で、住民が帰還するためにも商業活動が復旧されていなければならないので、国では現在、事業が再開しやすくなるような需要喚起等の政策を検討している。あわせて、特に避難指示が解除されたところでは、帰還は進んでいないので、住民が早期に

生活再建できる施策を検討している。

神山悦子委員

商圈ながなければ、物が売れないので、官民合同チームで広野町や川内村、都路村などの避難指示が解除されたところの事業再開の支援策を検討しているとのことであるが、それは帰還した住民に対する生活支援なのか。検討しているとのことであるが、どのような支援を考えているのか。

原子力損害対策課長

国の補正予算が先週金曜に閣議決定されたばかりなので、具体的な施策は見えていないが、報道ではプレミアム商品券等の話が出ている。避難指示が解除されたところで事業を継続するためには、需要がないとできない。住民の生活再建については、関係自治体とともに来年度予算に向けて検討していきたい。

神山悦子委員

事業者側から見て、それは当然やるべきだと思うが、避難者は半分から多くても6割程度しか帰還していない。相乗効果が発生し、本当の復興に向かう姿を示していく必要があると思うので、病院や買い物等さまざまあるが、避難者の意向調査や市町村から聞くなどして、帰還して何が必要であるのか、安心して生活できる環境の中身も予算編成とあわせて検討するよう要望する。

## (12月22日(火) 生活環境部)

神山悦子委員

初めに、生7ページ、除染推進費の市町村除染対策支援事業について、今年度は当補正で足りるのかも含めて、増額補正の理由とこれまでの実施内容を答弁願う。

また、除染対策基金積立事業は、福島県民健康管理基金の中に入っているとのことであるが、この内容も答弁願う。

さらに9ページの債務負担行為と先ほどの予算との関係についても説明願う。

除染対策課長

市町村除染対策支援事業費の増額補正の理由は、事業の前倒しと既発注経費の実績により事業費の増加が見込まれる市町村に対応するためのものである。

次に、この費用で間に合うのかについては、市町村とともに今年度の所要見込み額を精査している。今回の288億円の増額は、当面の必要額を計上をしており、今後の精査により、2月補正でも新たに積み増しする場合もある。

続いて、債務負担行為については、平成27～28年度の2カ年の工期で事業を希望する市町村に対応するために設定するものである。

最後に、除染対策基金積立事業については、除染対策を行うための資金は、福島県民健康管理基金の中に入っており、通称、除染対策基金と言っている。今回は国庫補助金の増額分198億円と市町村からの過年度返還金1,006万3,000円を積み立てるものである。

神山悦子委員

除染対策基金のこれまでの積立額は幾らか。また、今回新たに積み立てることによって累計幾らになるのか。

山田平四郎委員長

答弁に時間を要するのであれば、委員会終了後に資料を提出願う。

神山悦子委員

市町村除染対策支援事業の増額補正は、市町村の事業費増等の見込み額を計上したとのことであるが、市町村では現在、住宅除染を実施しており、次に道路等の除染に入るが、それを見込んだものも含まれているのか。

また、生9ページの債務負担行為について、2カ年にわたる理由とどの市町村なのかを説明願う。

除染対策課長

市町村除染対策支援事業の補正額288億円の中身は、9市町の住宅除染の実績増や前倒し発注、住宅除染の進捗等に伴う道路除染への移行や仮置き場の一部設置に対応するためのものである。

債務負担行為の内容は、11市町村で住宅除染の進捗等に伴う道路や森林除染の前倒し発注で、事業を切れ目なくスムーズに実施するために設定するものである。

神山悦子委員

基金が積み立てられている中で、債務負担行為を設定する必要性は何か。

除染対策課長

官公庁は基本的に会計年度独立の原則により年度ごとに事業を行っているが、債務負担行為は、各市町村が事業の進捗に応じて対応できるようにするために設定するものである。住宅除染等が終了に向かう中で、各市町村が平成28年度になってから契約を行うのではなく、除染の進捗に応じて、道路や森林の除染にスムーズに移行できるようにするため、今年度のうちに債務負担行為を設定し市町村除染の着実な実施を図るため設定するものである。

神山悦子委員

先ほど部長から市町村の住宅除染は、7～8割進んでいるとの説明があった。これから郡山市では道路の除染に入るが、住宅除染が終了し、道路除染に移行する市町村はどの程度あるのか。後ほど、一般的事項で質問するので準備願う。

次に、生10ページ、福島県環境創造センター条例では、会議室や多目的会議室、ホール等の利用料金が定められているが、どこを参考に設定したのか。

環境創造センター整備推進室長

利用料金については、標準的な積算方法が定められており、電気料や人件費、建物や備品等の減価償却費等を積み上げ面積で割ったものを基本としている。さらに、ほかの施設との均衡もあるので、今回郡山市のハイテクプラザやビッグパレットふくしまを参考とした。郡山市のハイテクプラザの多目的ホールは、当施設の会議室が120人収容のところ180人収容で面積が少し広いが、利用料金は3万4,020円である。さらに、ビッグパレットふくしまは、当施設の会議室が196㎡の

ところ180㎡で、定員は当施設と同様120名であるが、利用料金は1日3万9,320円である。当施設の会議室の1日の利用料金は3万500円なので、おおむね適当な範囲と考える。

神山悦子委員

いろいろと参考にしながら積算したとのことであるが、少し高いのではないかと。主に誰が利用することを想定しているのか。子供の見学や学習に使う等の利用もあると思うが、どのような料金になるのか。

環境創造センター整備推進室長

現在、会議室と別に整備している交流棟の展示室は基本的に無料で入場できる。また、学校単位の団体で来館し、会議室等を利用して事前学習等を行う場合も無料で使用できる。一般利用者の使用を想定して料金を設定しているが、例えば、当施設の目的である環境の回復や創造を目的に使用する団体等に対しては内容に応じて減免することも検討している。

神山悦子委員

やはり利用料金が高過ぎる。この施設はどういった目的でつくり誰に利用してもらうのか。例えば、郡山市の中央公民館は震災で壊れ全面改築したが、多目的ホールの1日の利用料金は2万5,800円で、夕方までの利用では1万6,000円程度である。高くして利用されないのも無駄なので、料金を少し安く設定して、誰でも借りられるようにすべきである。県の施設なので、費用に対してではなく、高齢者等の年齢的な減免規定を設ける等、県民に詳細を示す必要があると思う。一般に利用される公の施設として、ホールや会議室に減免規定を設けるのであれば、しっかりと示さなければならないと思うが、いつごろ示すのか。

環境創造センター整備推進室長

委員指摘のとおり、使用料については、この施設の目的が環境の回復と創造であるので、その目的で行動している団体や目的に沿った会議であれば、減免する方向で今後検討を進めたい。

除染対策課長

先ほど質問があった基金積み立ての状況は、今回、約198億円を積み増し、合計9,369億円である。

古市三久委員

9,369億円は基金の累計であると思うが、現在は幾ら残っているのか。

生活環境総務課長

福島県民健康管理基金の除染対策部分については、26年度末決算で約649億円残っている。その後、今年度に国の交付金等の積み増しを行い、累計は先ほど答弁した額である。

古市三久委員

現在の基金残額は、6,494億円に約198億円を足した額になるのか。

生活環境総務課長

26年度末決算で649億円残っており、今年度の当初予算等で積み増しているの、基金額の累計は約9,300億円となる。

高橋秀樹委員

生5ページ、避難区域内化学物質等処理促進事業の内容と増額補正の具体的な理由を聞く。

産業廃棄物課長

この事業は、昨年度から実施しているが、帰還困難区域の中には、さまざまな化学物質を大量に保管したままの工場や事業所等があり、それらを事前に調査して、具体的にどのような処理ができるか分析しながら、容器に入れかえる等をして廃棄するための事業である。工業団地の中に非常に広大な面積を持ち、10～20棟の建物等がある事業所があるが、事業者は帰還困難区域に立ち入ってみずから処理することが困難なため、国の再生加速化交付金で事業化し県の補助事業で取り組んでおり、今年度は、4事業者に補助し、予算現額は45億円となっている。

増額補正の理由は、当初45億円で事業化したが、本格的に現場に入り、化学物質量を精査したところ、5～6mもの高さのある屋外のタンクの廃液等の処理に足場を組む等の手間がかかることや、プラントの医薬品を合成する釜や配管等の中に、震災当時のまま薬品が残っていることがわかって、削り洗浄する作業とその廃液等の処理に費用が発生したため、今回、最終的に4事業者に必要な額を確認し、この内容で増額することとなった。

高橋秀樹委員

大変な苦労でまた大切な事業だと思うが、避難区域内の調査は全て終わったのか。また、この事業は単年度事業で、今年度で終了するのか。

産業廃棄物課長

この事業は、帰還困難区域内の事業者を対象としており、先ほど答弁したとおり、なかなか立ち入れない状況にあるので、国と県で事業を進めている。当事業の対象となり得る事業者に対しては、事前に要望を照会しており、昨年度は6事業者が事業を実施し、うち2事業者が終了している。今年度は継続の4事業者が実施しているが、今回の増額補正によって、全ての化学物質が処理できれば、今年度で終了する予定である。

神山悦子委員

この事業の財源は全て国が手当てしているのか。国であれば問題はないが、費用の出所を示してほしい。また、ある意味県による代執行と理解してよいか。

産業廃棄物課長

議案説明資料に記載されているとおり、全額、国の再生加速化交付金で充当される。当事業は、工場等の事業者が廃棄物処理の専門事業者に委託して実施するものに対して県が補助するものである。

神山悦子委員

事業者が実施した費用を県が一部補助すると理解してよいか。

産業廃棄物課長

補助率は10分の10であるので、基本的に国の全額補助である。

古市三久委員

部長説明要旨にあった常磐共同火力（株）勿来発電所の件について、問題が10数年間明らかにならなかったのは、チェック体制が全くなかったためか。

部参事兼水・大気環境課長

常磐共同火力（株）の虚偽報告の件については、平成11年にいわき市が中核市になり、12年10月からの15年間で届け出と違った報告を受けていた。いわき市が中核市になってから報告を受けるようになったため、現在、資料等も含めて、市でチェックしている。

古市三久委員

いわき市が中核市になる以前は県が所管していたと思うが、そのときにはチェックしていたのか。

部参事兼水・大気環境課長

常磐共同火力（株）からは、ばい煙発生施設の煙突につけるテレメーターと言われる機械の数値と実際に2カ月に一度煙突に上ってはかる数値の報告を受ける。テレメーターの数値は1時間値で届き、2カ月に1度の実測値はペーパーで報告を受けることになっている。テレメーターとの整合も含めてペーパーの報告を確認しチェックする体制になっている。

古市三久委員

虚偽のある報告は後でチェックすればわかると理解してよいか。

部参事兼水・大気環境課長

今回は、テレメーターとペーパーの報告値にそごがなかったため、虚偽と判断することは難しかったと考えている。

古市三久委員

テレメーターは、グラフ等が出て数値が残ると思う。今回は、実際に人が煙突に上って測定器ではかった数値とテレメーターの数値が同じで、鉛筆をなめれば簡単に数値を変えることができるので、不正を把握できなかったと理解してよいか。

部参事兼水・大気環境課長

基本的にはそうであるが、今回信義にもとる報告があったので、改めて数値を確認している。

古市三久委員

事実が判明しないのであれば、テレメーターや2カ月に一度の実測値の報告はやっても意味がない。再発を防止するとは言っているが、厳格に事実がわかるシステムにしない限り、これからも県民や市民の信頼を損なう問題が起きる。そうならない仕組みをつくるのが、役所の役割だと思う。いわき市は中核市になったので、市と事業者でやればよいという

ことか。いわき市が中核市になる以前は県が所管していたと思うが、そのときには不正をチェックできる仕組みになっていたのか。法律的にそのような仕組みができているのかも問われると思うが、どうか。

#### 部参事兼水・大気環境課長

数値の虚偽をなくし、虚偽ができないような仕組みにするため、常磐共同火力（株）に報告を求めており、また、いわき市のチェック体制を改めて検討することとしている。県は、平成10年度まで大気汚染防止法上の権限者として公害防止協定を結んでおり、いわき市は水質汚濁防止法上の権限者として大気以外の部分を中心とした公害防止協定を結んでいたが、11年度にいわき市は中核市となったため、大気汚染防止法上の権限もいわき市に移り、市で改善命令や立入検査ができるようになった。その際に、県は、公害防止協定を改定し、大気汚染防止法上の権限はなくなったが、当該施設は大規模施設であり、また、市をバックアップする必要から、協定を残した。いわき市は大気汚染防止法上の権限者として協定上報告を受ける立場にあるが、県も協定の当事者として、いわき市と協議しながら対応していく。

#### 古市三久委員

県が事業者と大気汚染防止法上の公害防止協定を結んでいたときから、システムの不備があり、チェックできる状態になっていなかったことが問題である。今回、事業者が良心的に発表したかはわからないが、結果的に、いわき市がそれを引き継いだので、偶然このような事態が発覚した。大気汚染防止法の権限はいわき市にあるので、県は関係ないといった話を半分くらいしているが、システムに不備があるままいわき市と一緒に公害防止協定を結んでいることが問題である。この問題は偶然明らかになったが、これに限らず、放射能や原発等のさまざまな問題で、システムの不備がチェックできる仕組みをつくらなければならないと思う。早急に再発防止策を報告するよう申し入れたとのことであるが、県もしっかり対応願う。

#### 次長（環境共生担当）

例えば、窒素酸化物や硫黄酸化物等の数値は、テレメーターシステムで、煙突についている測定装置からいわき市のしかるべきセクションに自動的に伝送されるが、ばいじんと言われる小さな粒状のものについては、テレメーターシステムでは原理的に測定ができないため、2カ月に1度、実際に煙突に上ってはかっている。その際、廃ガスの排出量も測定しているが、今回の虚偽報告は、その2カ月に1度測定するガスの量が実際よりも少な目に報告された。もちろんチェックはするが、実際には、書類を見て、誤差の範囲かも含め、完全に真偽をはかるのは難しい部分もある。いずれにせよ、虚偽報告は決して許されるものではなく、今回市とともに報告を求めているので、その内容を確認しながら、県としてもしっかり対応したい。

#### 神山悦子委員

常磐共同火力（株）勿来発電所の今回の問題は、報道で見る限り内部告発によって発覚したのではないか。先ほど、ペーパーの報告と実際の値が違っていたとの説明があったが、常磐共同火力（株）の企業としてのあり方が問われている。中核市移行後に報告されたものなので、わかっているだけで15年だが、県が所管していたときからとすれば、それ以上になる。故意だとすると、企業を厳しくたす必要がある。それを踏まえた県と市の原因究明を望むが、考えを聞く。

部参事兼水・大気環境課長

今回の問題については、ペーパーの報告で、別な数値を報告するというこれまで考えられないことであるので、その点も含めて報告を求めている。今後は、今回の問題を教訓に取り組むことになるが、報告の中身や事実を確認しながら対応したい。

神山悦子委員

常磐共同火力（株）は、東北電力（株）と東京電力（株）から出資されている。東京電力（株）も過去に内部告発によって配管29本のひび割れを公表したことがあったが、今回のデータ改ざんは、そのころと同じ時期である。今回の常磐共同火力（株）勿来発電所のデータ改ざんが故意であるとすれば、非常に悪質である。東京電力（株）ではこれまでもデータ改ざんの問題があったので、その東京電力（株）が出資していることを踏まえ、15年に限らずにそのころまでさかのぼって、注意して検証するよう指摘しておく。

また、常磐共同火力（株）は、IGCC（石炭ガス化複合発電）の研究を進め、実証実験をして世界に売り出すといった話も出ている。県では、今回のデータ改ざんとは別に、エネルギー政策や地球温暖化の関係で、当法人とかかわりが発生し、知らない顔はできない問題である。IGCCは、天然ガスの約2倍のCO<sup>2</sup>排出量で、全体として見れば、それほど削減効果はない。COP21（国連気候変動枠組み条約第21回締約国会議）の地球温暖化会議でも脱炭素の題名があったが、当会派の吉田英策議員も質問したように、そのような企業であることを踏まえながら、石炭火力発電を進めてもよいのかといった問題にも発展すると思うが、どうか。

部参事兼水・大気環境課長

基礎となる数字は仕事を進める上で非常に大切なものである。今回、大気汚染防止法の基礎となる実測データの信憑性を損ねているので、これまでどうしていたのかも含め、経緯や正確な数字の報告を求めている。その中身を見ながら厳しく対応していく。

神山悦子委員

地球温暖化対策の関係で、石炭火力発電所を進めることへの県の考えを聞く。

環境共生課長

環境アセスメント手続の中で、事業者に対し石炭火力発電所が地域に与える環境負荷を極力低減させる方向を求めることを基本に、引き続き地元市町村や審査会の意見を聞きながら、環境保全の見地から審査を行っていく。

神山悦子委員

エネルギー政策全体は企画調整部の所管かもしれないが、審査は実施するにしても、生活環境部でも、石炭火力発電について、環境共生と大気汚染防止の関係も含めて、両方の観点から考えるべきだと思う。県のエネルギー政策に深くかかわるので、生活環境部が果たす役割について再度答弁願う。

環境共生課長

エネルギー政策は、本課の所掌ではないので、あくまで環境アセスメントについて答弁するが、環境負荷をできるだけ



低減させることを基本に今後も審査を進めていく。

高野光二委員

先日、環境省から生活圏以外の森林は除染しないとの方針が発表された。警戒区域から避難している立場からいえば、元の生活の安心感を取り戻すためには何らかの形で除染等の対策を講ずるべきと思っていたので、残念な結果になったが、これについては、継続的に要求、要望していきたい。

次に、部長説明要旨に記載されている I A E A との協力プロジェクトについて、河川の放射線量の現況データを地図に落とし込むことは結構であるが、現時点で河川の除染計画はない。河川には比較的多くの放射線量が流れとまっていることが予想されるが、除染した土壌等を持っていく場所がない等により、見通しが立たない状況になっている。南相馬市の場合では、近くに止水の井戸を掘ってあるため、流れ込む可能性がある。生活環境に身近な河川の底質土壌をしっかりと除染し処理する必要があると思うが、県の考えを尋ねる。

除染対策課長

河川、湖沼、ため池等の底質は、基本的に水の遮蔽効果があるため、現時点では、ガイドラインにおいて底質の除染は行わない方針が示されている。ただし、一般公衆が活動する河川敷の公園やグラウンド等の公共施設等については、生活圏の空間線量と比較した上で、生活圏の一部として必要に応じ除染を実施することとなっている。

高野光二委員

ため池やダム等には現実的に何十万 B q といったものが沈んでいるので、結果的に除染は実施しないでは済まないと思う。費用がかかり過ぎるので除染しないとしているのかわからないが、水の遮蔽効果があるので除染しないではなく、やはり取り除く等の対策が大原則である。ため池は、数もたくさんあるので大変だが、継続的に実施すべきである。地元から見れば飲料水に引く身近な河川は最低限除染すべきであるが、曖昧な答弁ではなく、「除染を実施する」や「要望する」など、今後の考え方をしっかりと示してほしい。

除染対策課長

除染については、現時点の除染関係ガイドラインに基づき実施することになっている。河川底質の除染については、現時点で、生活空間の放射線量を著しく上昇させる状況にはないことから、実施しないことになっているが、一般公衆が活動する河川敷等の除染は実施することになっている。

高野光二委員

除染を中心に議論しており、河川管理については、別の委員会の所管になることから、突き詰めて質問はしないが、基本的に生活圏の安全・安心を確保するため、必要な除染は実施すべきである。ガイドラインがそのようになっていなければ見直すべきで、ガイドラインの見直しや、国への要望により、必要な除染を実施するよう要望する。

次に、有害鳥獣のイノシシ対策について、先日、相双地方の商工会会長と地元議員との懇談会があり、その際に、「これから避難指示区域が解除され帰還が進む中で、イノシシが野生化し非常に危険な状況にある。」との指摘があった。夜はほとんど出歩けず、襲われてしまうので、犬も外につなげられない状況になっている。9月議会の補正予算で、県で積極的に捕獲することとなり、部長説明でも捕獲の強化に努めるとのことであるが、どのように強化をするのか。

#### 自然保護課長

避難指示区域とそれ以外の区域を分けて説明するが、現在、帰還困難区域では、環境省がイノシシを捕獲しており、居住制限区域と避難指示解除準備区域では、県農林水産部または関係市町村が農林水産部の補助金を使って捕獲を実施している。生活環境部では、IAEAとの協力プロジェクトにおいて、イノシシの放射性核種の動態調査を実施しており、富岡町等のイノシシの生態等を調べている。この調査によって、人がいないため通常よりもイノシシが広範囲に移動することや夕方4時前後の一定時間は活動が非常に活発になることがわかってきた。その時間帯にイノシシとの交通事故が発生しているので、地元には、帰還して家に入る場合には車のクラクションを鳴らす、あるいは、夕方の時間帯は、イノシシの活動が活発になる可能性が高いので注意して車を運転してほしいといった指導を行っている。避難指示区域以外の地域では、現在、これまで続けてきた有害捕獲と狩猟に加え、ことしから、県による直接捕獲を実施している。実際には猟友会に委託して実施するが、これまで市町村または捕獲者や狩猟者に頼ってきたものを、県が直接捕獲で前に出て捕獲を行っている。部長説明要旨にはそれを含めて捕獲の強化を図っていると記載している。

#### 高野光二委員

直接の事業主体は農林水産部になると思うが、部長説明要旨には捕獲の強化に努めると記載されている。生活環境部における最大の捕獲強化の取り組みは何か。

#### 自然保護課長

捕獲の強化にはさまざまあるが、今年度に生活環境部で最も捕獲の強化に力を入れたことは、県による直接捕獲事業である。生活環境部で予算を確保し、年間5,000頭程度のイノシシを捕獲するよう猟友会に委託した。そのほか、本部としては、狩猟者の狩猟に対して市町村が助成している場合、その市町村に対して1頭8,000円を助成している。この事業は、平成24年度から実施しているが、25年度までは1頭5,000円であったものを26年度から1頭8,000円にふやした。また、制度的なものとしては、ことしから予察捕獲の地域を拡大した。予察捕獲は、有害捕獲の一部で、被害が恒常的に発生している地域では、被害の発生前後にかかわらず、いつでも捕獲できる制度であるが、これを阿武隈川以東から県内全域に拡大した。

#### 神山悦子委員

主たる事務事業の概要5ページの低炭素・循環型社会の実現の中で、地球温暖化が地域に与える影響の予測等に取り組むとの記載があるが、これは何を指しているのか。

#### 環境共生課長

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）等では、地球の気温が今後どのように変化するかといった予測を出しているが、世界の状況と本県の状況は違うので、県内の気候変動を予測することとしている。内容は県内の気温や降水量等の予測である。

#### 神山悦子委員

それをどのように活用するのかが問われる。土砂崩れ等が頻発しているので災害対応への活用も一つだと思うが、その考えは含まれているのか。また、県民や議会に示されているものがあるのか。これからであればどのように示すのか。

#### 環境共生課長

今年度は気候などの変化や農作物などへの影響を予測する。その成果についてはわかりやすい資料を作成するなどして県民に示したい。

#### 神山悦子委員

そのように願う。先ほどの常磐共同火力（株）の件では、大気に影響を与えていたので、県内への影響も修正が必要かもしれない。それらも含めてデータを整理し精査願う。

次に、フクシマエコテッククリーンセンターの関係について、当施設は、最終処分場になる予定だが、安全性が心配で、富岡町議会の中でも意見があった。これを踏まえ、それなりの強度にするとのことであるが、詳細を尋ねる。

#### 中間貯蔵施設等対策室長

フクシマエコテッククリーンセンターの安全性については、議会や住民説明会から、施設の遮水シートの耐久性やモニタリング等についてさまざまな意見が出された。国としては、放射性物質を外部に流失させないようにするため、ゼオライトのシートや不透水層、コンクリートとの混合等により、できるだけ雨水に接触しないようにしている。また、従来の考え方に加え、セメント混合土によるモルタル被覆の対策を講じ、県の産業廃棄物技術検討会において、専門の有識者から意見をもらい確認している。

#### 神山悦子委員

当施設の土壌基盤は緩いとの話を聞いたが、そうであればしっかりと強化しなければならない。住民の反対等により、全国的に最終処分場ができない中で、本県は受け入れている。専門家の意見も聞いているようであるが、県としても厳しい監視をし、そごがないようにしなければならない。安全対策は何よりも大事で重ねて検証しチェックしなければならないと思うが、どうか。

#### 中間貯蔵施設等対策室長

当処分場の底盤を確認したところ、今回の地震による影響はなかった。今後の対応については、国から、国有化して国、県、富岡、楢葉両町と安全確保協定を締結する考えが示されているので、内容を精査・確認し、協定に基づき、施設の安全性を確認していきたい。

#### 神山悦子委員

国有化されるとの説明があったが、他県の指定廃棄物をこの処分場に持ってくることは認められない。地区内処理はしっかりと守られるのか。

#### 中間貯蔵施設等対策室長

委員が懸念している指定廃棄物については、放射性物質汚染対処特措法及び同法の基本方針により、排出された県内で国が処理することとされており、先般、当処分場の活用を容認した際に、知事が環境大臣に確認し、大臣からその方針を堅持する旨の回答があった。県としては特措法の基本方針に基づき、国の責任において、排出された県内で確実に処理されるべきと考えているため引き続き求めていきたい。

神山悦子委員

先ほど、部長から説明があったが、中間貯蔵施設へのパイロット輸送は、残り12市町村で全て完了するのか。量的な進捗状況も含め答弁願う。

また、パイロット輸送は試験搬入であるが、本体の地権者との交渉は、現時点で何名程度と合意されているのか。

中間貯蔵施設等対策室長

パイロット輸送は、きのう現在で、県内31市町村から搬出しており、4市町村で搬出中である。残りの12市町村については、搬出に向けての運行計画等を国、県、市町村と調整している。また、搬入状況であるが、現在、大熊町の保管場と双葉町の工区に約3万㎡が搬入されている。

次に、地権者への説明については、平成27年11月末現在で、登記上の地権者2,400名のうち、約1,170名に対して戸別訪問を行い、建物を所有している地権者970名のうち、約870件から承諾を得て、約740件の物件調査が終了している。調査終了後、補償額の算定作業に入るが、契約に至った件数は22件である。

神山悦子委員

これまでの契約件数14件程度であったと思うが、ふえたと理解してよいか。

中間貯蔵施設等対策室長

10月末現在が14件で、11月末現在で22件となっている。

神山悦子委員

部長から地権者の理解促進のため、新年度から必要な職員を国に派遣するとの説明があったが、県から国に派遣される場合、職員の身分はどうなるのか。人数や業務内容も含め説明願う。

中間貯蔵施設等対策室長

今後、国と協議して決定することになるが、職員の身分は、国の事業を支援することから、国の職員として業務を行うことになる。人数や業務内容等は、今後国と協議する。

神山悦子委員

細かいところは決まっていないとのことだが、地権者の理解促進のために職員を派遣すると記載されている。具体的に何をするのか。

中間貯蔵施設等対策室長

現在、国では、住所を把握している地権者に連絡をとって、戸別訪問を行っている。訪問後に物件調査の承諾を得ることになるが、調査の立ち会いや補償額の説明のほか、把握できない地権者の調査業務も行っているため、これらの支援業務が想定される。

#### 神山悦子委員

地権者の理解が進まない理由には、環境省の態度が余りにも機械的で丁寧でないことが挙げられる。人員をふやして、丁寧に対応するよう求めた中で、意味や役割があつて県から派遣すると思うので、その役割をしっかりと果たせるよう、人数や身分、派遣したことで何が進むのかをはっきりとした時点で、県民や議会に示すよう要望する。

#### 古市三久委員

県民は、復興を加速させるため、一日も早く中間貯蔵施設を完全なものにしてほしいと思っている。おこなっているの、やみくもに職員を派遣するのではないと思う。中間貯蔵施設を早期に建設するために、県と環境省で協議した結果、派遣することになったと思うが、どのような経過で職員を派遣することになったのか。

#### 中間貯蔵施設等対策室長

ことしの7月に大熊・双葉両町に駐在員を各1名配置し、地権者と意見を交えながら、町と連携して国と調整している中で、地権者から国の対応が遅いとの声があつた。除染が進捗し仮置き場の保管量や箇所数がふえている状況を総合的に判断し、一日も早い環境回復を実現させるため、県として新年度から職員を派遣することを決定したので、国と協議した経過はない。

#### 古市三久委員

環境省からは69人が来ているとのことだが、国の体制は極めて不十分である。県から何人派遣するかわからないが、全体の陣容をふやして、地権者交渉等をするためには、環境省から数百人が来なければだめである。県は中間貯蔵施設の整備は環境省だと言っている。環境省がやるのであれば、500～1,000人を配置して実施すべきで、その上で、足りないの、県から30～50人派遣してほしいと言うならばわかるが、国の人員は依然として60人程度で、本県から30人程度派遣したところで、大差はないことから、全く進展しないと思う。そのくらいの体制でやらなければ、30年程度は中間貯蔵施設はできないのではないかと。環境省には人員をふやすよう要望し、本県からも人員を派遣するので一緒になって早く中間貯蔵施設を整備するとしなければ進まないと思う。ぜひやってほしい。

#### 次長（環境保全担当）

地権者説明の体制は、国でも強化を進めている。昨年度に環境省の用地担当者は40人の体制でスタートしたが、県でたびたび増員するよう申し入れた結果、現在は69名の体制になっている。それでも人員が不足しているため、先月発表された国の地権者説明の促進策では、1月1日の追加採用と次年度の採用も含めて、来年度は100名体制とする考えが示された。県としては、国の体制をしっかりとさせて、国の責任で事業を進めるよう強く求めた上で、必要な人員を派遣し、さらに地権者説明を促進させたい。

#### 吉田栄光委員

中間貯蔵施設の土地使用については、国や県で非常に難儀しており、今回の私の代表質問で、県が職員を派遣すると答弁したことは英断と評価する。土地の問題で最も重要なことは、地権者との信頼関係である。環境省の職員が来て、地元のことわからない中で、短時間で土地を収用するため、信頼関係の構築は厳しい。その中で、今回、県職員を派遣することとしたが、理屈に合う形で進めてほしい。地の利がわかり地権者との信頼関係が築ける職員を派遣して、土地使用を

加速するよう要望する。

古市三久委員

説明にあったように国と県が協議をし、互いに何とかしなければと一致して、県は職員を派遣し、国も職員をふやすことになったと思うので、その積み重ねをしっかりと実施してほしい。また、吉田委員も述べたとおり、何をするにしても土地の問題は、最初の交渉につまづいたら白紙になる難しい問題で、信頼関係が必要である。過去に原子力発電所をつくった際には、土地開発公社があって、県の職員が用地買収に当たっていたが、地元職員を配置して用地買収に当たらせることは非常に大事であるので、復興を加速するため、早期に用地を買収して、中間貯蔵施設の建設を進めてほしい。

次に、部長説明要旨に記載されている I A E A との協力プロジェクトについて、県は I A E A の除染技術を開発する事業に膨大な費用をつぎ込んでいると思うが、これは除染技術を開発して、将来的に河川の除染に役立てるのものなのか。それとも I A E A の単なる除染技術の研究なのか。

次長（環境保全担当）

今ほど委員から、中間貯蔵施設の用地説明に係る県職員の派遣について、県と国で協議して決めたとの話があったが、国と協議をして決めたのではない。先ほど答弁したとおり、国の体制が弱いので、県ではこれまで再三にわたって強化するよう申し入れを行い、その結果、国も一定程度答えを出してきた。しかし、それでも足りないので、先月、国から用地説明を加速するための対策の一つとして、来年度の人員体制を100名規模にする対策が打ち出された。県としては、国の対応を踏まえた上で、市町村のさまざまな声や国の対応が遅いといった地権者の声にも応え、また、地権者説明の促進を図るため、広域自治体として派遣を判断した。

環境創造センター整備推進室長

I A E A との協力プロジェクトにおける河川の除染技術の開発では、河川底質の除染ではなく、例えば、親水や通学路に利用される河川敷で、除染後に大雨が降って覆水した場合にどのような影響等があるのかを確認する実証試験を行っている。この結果を県内の各河川に適用できるかといった研究を進めている。

古市三久委員

新しいことに取り組んでいるようではなさそうだが、県では I A E A に幾ら費用を出しているのか。

環境創造センター整備推進室長

I A E A と覚書を結び、年3回協力プロジェクトを実施している。その中で、7月と12月は、I A E A が本県を訪れ、10月は本県から I A E A の本部があるウィーンを訪れ、助言をもらっている。

I A E A が来県し本県で開催する場合は、I A E A が費用を負担するが、翻訳や通訳にかかる予算が必要となる。本県が I A E A を訪問する場合は、旅費や翻訳、通訳にかかる予算が必要になる。昨年度の実績は、旅費が200万円、翻訳や通訳等が600万円である。

古市三久委員

I A E A との協定で負担金を山ほど出すことになっていると思う。河川における除染技術の開発と記載されているので、

河川敷だけではなく川の底質など、広い範囲にとれるが、先ほど、高野委員から質問があったように、具体的に書かないと、河川の除染を実施するのかとなってしまいます。先ほど答弁があった除染技術の開発であれば、I A E Aでなくても、国内の技術で十分検証が可能ではないかと思が、どうか。

環境創造センター整備推進室長

予算は、国がI A E Aに拠出しているので、その中で賅っている。

次に、I A E Aの助言の必要性については、日本そして本県にとって初めての経験で、知見があって専門家を呼べるのはI A E A以外にないので、当プロジェクトを始めている。今後ともその知見を生かして研究を進めたい。

古市三久委員

市町村等で行っている除染はいずれかの知見に基づいて実施しているのではなく、放射線量の高い土を削って、新しい土を入れているので、I A E Aとのプロジェクトによる河川の除染技術の開発は理解できない。今、実施しているものは仕方がないとして、できるだけ費用をかけずに、県民が安全・安心に生活するための技術をしっかり検討してほしい。

環境創造センター整備推進室長

先ほど説明したように、例えば除染後に河川敷が覆水した場合の放射線量の増減については、誰も経験したことがなくわからないので、新たに研究を進めている。県民に効果のある事業を目指しているので、引き続き研究を進めたい。

神山悦子委員

市町村は今後、住宅除染から道路等の除染に移行するが、その状況を尋ねる。

除染対策課長

部長説明要旨にも記載されているとおり、現在、住宅除染の進捗率が100%の市町村は11市町村で、公共施設等は22市町村である。市町村が定めた実施計画に基づき優先順位を決めて実施しており、住宅除染の進捗が100%に近づいてきた結果、その労働力を道路等の他の地目に振り向けられるようになってきている。道路除染の場合は仮置き場の確保といった問題もあるが、そのような流れになっている。神山委員の地元の郡山市では、住宅除染等の進捗を見ながら道路除染に取りかかると聞いている。住宅除染に100%の労働力を投入していたものが、その進捗に伴って、道路等に投入する流れになっている。

神山悦子委員

流れはわかったが、次の段階に進んだ市町村は具体的にどのくらいになるのか。

吉田栄光委員

委員長に述べる。震災から4年9カ月が過ぎ、除染は、国直轄と市町村除染の大きく2つに分かれ、実施計画に基づいて進められている。貴重な時間の中で議論をするために、この場では、これまでの考え方や今後の市町村除染の方向を議論し、細部の数字的なものについては委員会前後に執行部と議論するよう整理願う。

山田平四郎委員長

そのようにしてよいか。

神山悦子委員

数字は先にあったほうがよいと思う。側溝の泥上げ等も含めて道路の本格除染の状況がわからなかったので質問した。わかればと思ったが、今わからなければ、後ほど資料を提出願う。

山田平四郎委員長

資料の提出は可能か。

除染対策課長

後ほど資料を提出する。

神山悦子委員

森林除染について、国の考え方がなかなか示されない中で、本日の地元紙に掲載されているように、環境省では、生活圏以外の森林は除染しない方針にしたと受けとめている。避難指示が解除された地域の住民の声は、宅地から20m以内の除染だけでは安心できないといったものである。森林の整備や落ち葉をさらうなどしないと、帰還につながらない。森林除染の考え方をしっかりと示し、国に求めてほしいが、県の考えを尋ねる。

除染対策課長

委員承知のとおり、森林除染については、住宅等近隣のいわゆるエリアAと利用者や作業者がいる「ほだ場」のエリアBについては、生活圏森林として除染に取り組んでいる。それ以外のいわゆるエリアCと呼ばれる森林については、環境省が森林からの生活圏への放射性物質流出・拡散の実態調査や流出拡散を防止する対策を実施している。一方、林野庁では間伐が放射性物質対策に有効であるとして、林業再生に向けた取り組みを進めている。県としては、農林水産部が中心となって、森林全体の除染や適正な森林管理に関する方針を決定し、必要な措置を早期に講ずるよう求めてきた。今回、国の検討会で示された考え方の内容を確認しながら、引き続き農林水産部と連携して必要な意見を提出するとともに、市町村や関係団体等の意見を踏まえ、森林除染や適正な森林管理の取り組みを求めていきたい。

神山悦子委員

林野庁では山の手入れをしなければならないと言っているが、除染の所管は環境省で、やらないとの方針が出ている。報道にもあるように、林業関係者からは正反対だとの声も出ており、本県として森林除染が必要との立場に立つことで、国の姿勢も変えられるのではないかと思う。国の方針が先のような姿勢で、県の考えがよくわからないが、どうか。

除染対策課長

当部としては、国から示された内容を確認し、農林水産部と連携して、市町村や関係団体等の意見を踏まえながら、国に森林の除染と適正管理にしっかりと取り組むよう求めていきたい。



神山悦子委員

昨日、福島民報の県民世論調査が発表された。放射線に対する意識調査の項目では、意識してる人は少し減ったが、4割以上は気にしているとの結果であった。知事も森林除染は必要と述べているが、県で強く求め、しっかり予算化させる取り組みがこれまで以上に必要だと思うので、その点を要望する。

高野光二委員

実際には、猟友会に委託して捕獲すると思うが、有害鳥獣の関係で、県では年間約5,000頭のイノシシを捕獲している。現在、捕獲されたイノシシは、仮にシートに包んで埋設する等により処理されているが、さまざまな関係から、通常の焼却炉ではほとんど燃やされていない。事業系の一般廃棄物として焼却できるため、いずれは掘り起こして焼却されると思うが、毎年捕獲する5,000頭のイノシシを、県ではどのように処理するのか。

自然保護課長

県で捕獲する約5,000頭のイノシシは避難指示区域以外で捕獲されるが、鳥獣保護法では、埋設あるいは持ち帰って処分することになっている。県内のイノシシは、現在、放射性物質の濃度が高く出荷制限等の措置により食べることができないため、持ち帰って処分する場合は廃棄することになり、廃棄する場合は、市町村の一般焼却場で焼却する。埋設するか焼却するかは、地域のさまざまなやり方や事情、焼却場の状況等があるので、各地域の実態に基づいて適正に処理されている。県としては、市町村と一体となって、適正な処理に努めていきたい。

高野光二委員

燃やせないので、市町村では悩んでいる。適正な処理が何か理解していないので、そのような答弁になる。市町村では、捕獲しても燃やせないで仮に埋設している。いずれは掘り起こして燃やすことになるが、下流の水を飲み水や農業用水に使用している住民は心配で、地元では埋設することに批判の声もある。現実的には埋めてから焼却することは困難で、県が考えているような状況にはない。適正な処理とは何かを検討してほしい。前向きな答弁があれば、要望で収めるが、明確な答弁を願う。

自然保護課長

避難指示区域とそれ以外の区域を分けて考える必要があるが、帰還困難区域では、捕獲したイノシシを環境省が適正に処理することを条件に仮に埋設している。そのイノシシは燃やすにせよ、何年も埋めたままになっていて取り出すことができない状態なので、環境省で、燃やせる状態にする方法を検討しており、来年度予算に向けて検討しているとも聞いている。また、法律上、捕獲した場所やその周辺に埋設することは許可されており、わなの名人は、被害がある農家に協力してもらい、埋設場所の近くにわなを仕掛け、捕獲したイノシシを運んでもらって畑の端に埋設する等でうまくいっている地域もある。平成28年4月には、相馬市と新地町で、イノシシを丸ごと燃やせる鳥獣専用の焼却炉ができるが、これは例外で、通常の一般焼却場では、ゆっくと時間をかけて焼却する。丸ごと燃やすと、燃え切らないため、狩猟者には面倒をかけるが、細かく切るなどし、それぞれの焼却炉の能力に合わせて焼却している。何がよいといったこともないので、焼却炉や地域住民の協力度合い等、それぞれの地域の実態に合わせて、市町村とともに適切な処理を考えながら一体となって取り組んでいきたい。

高野光二委員

適切な処理について、法的な部分も含めて、地域が納得する方向に持って行ってほしい。一番は専用の焼却施設をつくることだと思うが、各自治体に任せるだけではなく、県では頭数を明確にして積極的に捕獲するとしているので、処理方法についても汗をかいて具体的に提案し、方向性をしっかり出すべきである。適切な処理の答弁が曖昧だったので、今回は明確な答弁を期待する。